



経理・総務担当者のための ちょっと社員に聞かれたとき、 さりげなくアドバイスできる税務・労務の知識

vol.5

公認会計士・税理士 井村 登・社会保険労務士 井村佐都美

今月のテーマ

社員の確定申告

—その1 (医療費控除・ローン控除)—

私は、50歳過ぎの総務課長です。中小企業の当社ではこの総務課で経理・総務のすべてをやっている、会社の税金や保険のことはもちろん社員も自分たちの税金や保険のことをいろいろ相談しにやってきます。そんな30年程の経験で、いわば知恵袋のようになった私のことを社内ではみんな「師匠」と呼んでいます。今日もまた社員が来ましたね。あれは、この間子供が生まれたわが総務の井上君じゃないか。



師匠



井上君

[情報公開・明朗会計・ネットワーク]



師匠！先月の「源泉徴収票の見方」を女房がしっかり読んでいて、私の給与が「全面情報公開」！まったくの「明朗会計」となって、いろいろ「やりとり」があって大変でしたよ。



いやいや。会社・社員・奥さんと信頼関係のネットワークができていいことですよ。これからもますます透明性を高めていきますよ。

[サラリーマンと確定申告]



ところで師匠、今度、総務課で確定申告について社内メールを配信する予定ですが、われわれサラリーマンは年末調整で税金関係の精算は大体終わりますよね。確定申告は事業をやっている人がやるもので縁がないと思うのですが。



いや。必ずしもそうではないですよ。サラリーマンでも、次のような場合には確定申告と関係してきますよ。

確定申告をしなければならない例



年間給与収入が2,000万円超のため年末調整が終わっていない人
 年末調整が終わっていても、地代・家賃などの副収入の所得が20万円を超える人など



師匠！私は会社一筋の人間です！このような例に該当して確定申告をしなければならないことは一生ありません(でも確定申告してみたい!!)



オイオイ、何をそんなに力んでいるのかね。でも、次のような場合、年末調整が終わっていても、確定申告をすれば税金が戻ってくる場合がありますよ。

確定申告をすれば税金が戻ることがある例



多額の医療費があり医療費控除が受けられる場合
 ローンで住宅等取得し、住宅ローン控除が受けられる場合など

[医療費控除]



そうなんです。この医療費控除の間合せも、毎年社員から多いんですよ。ところで、私事で恐縮ですが、女房が出産で病院に入院したけど、出産は病気でないから、ここでいう医療費にはならないのでしょうか？



では、医療費控除の主な注意点をいいますよ。皆さんにメールで配信してあげてください。



自分と生計を一にする配偶者や他の親族のための医療費支出も対象です。
 健康増進の費用はダメですが、出産の費用は対象です。
 交通費も通院・入院のための直接的なものは対象です。
 人間ドック等の健康診断自体の費用はダメですが、これで重大な病気が発見され、引き続き治療をした場合は、この健康診断の費用も対象となります。
 介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額も対象です。

医療費控除の対象となる金額は次の算式で計算し、最高200万円です。

実際に支払った医療費合計額	生命保険契約などで支給される入院給付金・健康保険などで支給される療養費・出産育児一時金など	10万円、ただし所得金額の合計が200万円未満の人はその5%の金額
---------------	---	-----------------------------------

[医療費控除は所得控除で補助金ではありません]



ひゃー。師匠。先の で計算した金額の税金が戻ってくるのですか？ うれしーい。



コラ！医療費控除はね、生命保険料控除や配偶者控除などと同じ所得控除だから、課税所得(給与所得・所得控除)を減らすことで税負担が軽減されるのです。ですから、この医療費控除の結果、課税所得が「0」となっても、先月説明した源泉徴収票右肩の自分が支払った所得税額以上に還付はないのです。つまり補助金ではないのです。しっかりしてくださいよ。



[ローン控除]



うーん！師匠。次に社員からこれもよく質問されるのがローン控除ですが、これはどう社内メールで通知すればいいのです？



正しくはね、「住宅借入金等特別控除」というのですが、概略及びキーポイントは次のとおりです。



新築家屋の購入(床面積50㎡以上、1/2以上居住用専用(以下の場合も同じ))
 中古家屋の購入(耐火建築物は築25年以内、他は20年以内)
 増改築(工事費100万円超など)
 住宅を取得して6か月以内に入居し、年末まで引き続き居住
 住宅(敷地を含む)を取得するための借入金(返済10年以上、利率1%以上)
 各年度の控除額は居住開始年度で違って、平成16年度の居住では、毎年未借入金残高×1%(最高50万円)の計算で10年間適用など

[借入金5,000万円]



ひえー、毎年最高50万円ですか。しかし、 の計算式ということは5,000万円(年末借入金残高)×1%=50万円ということですね。
 アカン。ローン控除どころか、そもそも5,000万円も貸してくれないですよ。

[またまた補助金ではありません]



このローン控除は、「所得控除」の医療費控除と違って税額控除ですから、直接計算式での金額が税金から控除されます。ただし、念のために言っておきますが、やはり源泉徴収票の右肩の自分が支払った所得税額が限度ですよ。ここでも補助金ではないからね。注意してくださいよ。

[年末調整との関係]



つらいなあ。ところで、この「医療費控除」や「ローン控除」はいつも必ず確定申告するのですか。



いいえ。



医療費控除は毎年確定申告しますが、ローン控除は毎年住宅を取得する訳ではないので、2年目からは一定の手続で年末の借入金残高を証する書類等を基に年末調整でもできますよ。

それから、この医療費控除やローン控除を含めて確定申告の情報などは国税庁のホームページに詳しく記載されているから、こども参考にするといひよ、と社員に教えてあげてください。

(アドレス <http://www.nta.go.jp/category/kakutei/kakutei.htm>)



師匠の ひとりごとコーナー 確定申告と健康保険料等

サラリーマンで給与以外に所得のある人は、年末調整に加えて確定申告で所得税の精算をします。
 自営業者が加入する国民健康保険料は確定申告による所得と保険料が一部分リンクしていますが、政府管掌健康保険や厚生年金保険などは給与・賞与のみで保険料を決定しますから、給与以外に他の所得があっても影響はありません。